明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）　一
○薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（同一〇七）　七
○薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令（同一〇八）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十八事業年度財務諸表（国立研究開発法人国立がん研究センター・国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター・国立研究開発法人日本医療研究開発機構）、企業年金基金変更関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第百六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十一条の二第二項、第三十一条の四第一項、第三十六条の二第一項、第四十九条第二項及び第五十条第十五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十三章　（略） 第十四章　雑則（第二百五十三条―第二百八十九条） 附則	目次 第一章～第十三章　（略） 第十四章　雑則（第二百五十三条―第二百八十八条） 附則
（医薬品の購入等に関する記録） **第十四条**　薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品（以下「医療用医薬品」という。）（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限る。）を書面に記載しなければならない。 一　（略）	（医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録） **第十四条**　薬局開設者は、医薬品を譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。 一　（略）